

＜当座勘定規定新旧対比表＞

改定前	改定後
第 2 3 条（解約） ② この当座勘定は、後記(1)から(3)までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記(1)から(3)までの事由に一つでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前記①のほか、後記(1)から (3) までの事由が一つでも生じた場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引を解約することができるものとします。 (1) 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 (2) 本人が、後記AからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合 A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前記AからEに準ずる者 (3) 本人が、自らまたは第三者を利用して後記AからEまでのいずれかに該当する行為をした場合 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	第 2 3 条（解約） ② この当座勘定は、後記(1)から(3)までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記(1)から(3)までの事由に一つでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前記①のほか、後記(1)から (3) までの事由が一つでも生じた場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引を解約することができるものとします。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> (1) 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 <u>(2) 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または後記AからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</u> <u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> (3) 本人が、自らまたは第三者を利用して後記AからEまでの<u>いずれか一にでも</u>該当する行為をした場合 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

改定前	改定後
D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E その他前記AからDに準ずる行為	D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E その他前記AからDに準ずる行為